

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月17日

佐賀県人事委員会委員長 江崎匡慶

佐賀県人事委員会規則第33号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年佐賀県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(勤勉手当の成績率) 第12条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。 (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の315</u> （県職員給与条例第17条第2項及び学校職員給与条例第20条第2項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあっては、 <u>100分の375</u> ） (2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の150</u> （特定幹部職員にあっては、 <u>100分の180</u> ） (3) 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員 <u>100分の262.5</u>	(勤勉手当の成績率) 第12条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。 (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の322.5</u> （県職員給与条例第17条第2項及び学校職員給与条例第20条第2項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあっては、 <u>100分の382.5</u> ） (2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の157.5</u> （特定幹部職員にあっては、 <u>100分の187.5</u> ） (3) 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員 <u>100分の270</u>

第2条 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(勤勉手当の成績率) 第12条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。 (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の322.5</u>	(勤勉手当の成績率) 第12条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。 (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の318.75</u>

改正前	改正後
<p>(県職員給与条例第17条第2項及び学校職員給与条例第20条第2項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の382.5</u>）</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の157.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の187.5</u>）</p> <p>(3) 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員 <u>100分の270</u></p>	<p>(県職員給与条例第17条第2項及び学校職員給与条例第20条第2項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の378.75</u>）</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の153.75</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の183.75</u>）</p> <p>(3) 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員 <u>100分の266.25</u></p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和7年12月1日から適用する。